

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法） への対応について

令和元年6月28日、議員立法による「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が公布・施行された。

読書バリアフリー法は、視覚障害や発達障害、肢体不自由等の障害を持つ方の読書環境の整備を進めることで、障害の有無にかかわらず、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目的としている。

また、同法第7条に定められた文部科学大臣及び厚生労働大臣の定める基本計画は、令和2年7月に公表され、この基本計画を受けて、地方自治体においても視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を策定することが求められている。

県立図書館の対応

読書バリアフリー法の基本理念として、点字図書や拡大図書等の継続した提供がされること、デジタイズ図書や音声読上げ対応の電子書籍、オーディオブック等の普及、充実が図られること、障害の種類や程度に応じた配慮がなされることが挙げられている。

これらに対応するに当たっては、アイーナに同居する「岩手県立視聴覚障がい者情報センター」（点字図書館）との連携が重要であることから、現在の障害者サービス（相互貸借：障害者手帳を持たず、同センターの利用対象とならない当館の利用者に対し、当館がセンターから借り受けた資料を貸し出す仕組み）の状況を確認するとともに、同居の優位性を生かした今後の在り方に対する認識を共有の上、同法及び基本計画の趣旨にかなった取組を進める必要がある。